

### 第34回高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会

日時：令和6年2月28日（水）18時00分から

場所：東京都心身障害者福祉センター12階研修室

○外川課長 お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、第34回高次脳機能障害相談支援体制連携調整委員会を開催させていただきます。

私は、東京都心身障害者福祉センター地域支援課長の外川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

音声のほうの確認をさせていただきたいと思います。私の声が聞こえましたら、挙手をお願いしてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○外川課長 委員会設置要項の第9に会議の公開の規定がございます。本日、特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会から1名の方の傍聴がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速ですけども、開会に先立ちまして、東京都心身障害者福祉センター所長の富山よりご挨拶を申し上げます。お願ひします。

○富山所長 皆さん、こんばんは。ただいまご紹介にあずかりました心身障害者福祉センター所長の富山でございます。

本日は、年度末のお忙しい中、高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

本委員会は、東京都の高次脳機能障害支援普及事業を進めるため、支援ネットワークの充実を図ることを目的として、平成18年11月から開始いたしまして、今回で34回目を迎えます。

本日の会議では、まず、東京都における高次脳機能障害支援普及事業の令和5年度の実施状況及び来年度の実施予定につきまして、本庁の所管課でございます障害者施策推進部精神保健医療課と、都における支援拠点機関でございます当センターからご報告いたします。その後、会議の後半では、高次脳機能障害の診断基準ガイドラインの策定に向けた動きや、障害者総合支援法の改正により、就労選択支援制度の導入、報酬改定では高次脳機能障害を有する方への支援に対する評価が論点として出されるなど、最近の高次脳機能障害に関わるトピックについて情報提供させていただきます。ご意見やご感想などをいただければと存じます。また、各機関や地域における最近の動き、取組などにつきましてもご発言をいただきたいと考えてございます。

頂戴いたしました貴重なご意見等を支援拠点機関としても今後の取組や地域の相談体制

づくりに活かしていきたいと考えておりますので、限られた時間ではございますが、積極的なご発言をいただくようお願いいいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○外川課長 ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

式次第、資料1から6、参考資料の1から2、竹花委員からの提出資料、今井委員からの提出資料になります。

本日は、木曾委員が所用のため欠席、中村委員が遅れて入るというようなご連絡をいただいております。

本日出席されている委員の皆様につきましては、資料1の委員名簿の順で紹介させていただきますので、一言ずつお願ひしたいと思います。

それでは、資料1をご覧ください。東京慈恵会医科大学リハビリテーション医学講座教授の、座長の渡邊委員でございます。一言よろしくお願ひします。

○渡邊座長 渡邊でございます。本日も座長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○外川課長 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都荏原病院リハビリテーション科部長、副座長の尾花委員でございます。

○尾花委員 都立荏原病院の尾花です。よろしくお願ひいたします。

○外川課長 慶應義塾大学医学部リハビリテーション医学教室教授の辻委員でございます。

○辻委員 はい、慶應の辻です。よろしくお願ひいたします。

○外川課長 東京都リハビリテーション病院医療福祉連携室室長の堀田委員でございます。

○堀田委員 東京都リハビリテーション病院の堀田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○外川課長 医療法人財団利定会大久野病院院理事長の進藤委員でございますが、後ほど入られると思いますので、よろしくお願ひいたします。

公益社団法人東京都医師会理事の西田委員でございます。一言お願ひいたします。

○西田委員 東京都医師会理事、西田と申します。よろしくお願ひいたします。

○外川課長 中部総合精神保健福祉センター副所長の菅原委員でございます。

○菅原委員 都立中部総合精神保健福祉センターで副所長をしております菅原です。よろしくお願ひをいたします。

○外川課長 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部東京障害者職業センター主幹、障害者職業カウンセラーの半田委員でございます。

○半田委員 東京障害者職業センターの半田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○外川課長 足立区障がい福祉センターあしすと所長の山本委員でございます。

○山本委員 足立区障がい福祉センターあしすと所長、山本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○外川課長 公益財団法人世田谷区保健センター専門相談課課長の竹花委員でございます。

○竹花委員 世田谷区保健センター専門相談課長、竹花と申します。よろしくお願ひします。

○外川課長 東京高次脳機能障害者支援ホーム施設長の相良委員でございます。

○相良委員 H i B D y . T o k y o の相良です。よろしくお願ひします。

○外川課長 武藏村山市健康福祉部障害福祉課課長の栗原委員でございます。

○栗原委員 栗原です。よろしくお願ひいたします。

○外川課長 特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会（T K K）理事長の今井委員でございます。

○今井委員 T K Kの今井と申します。よろしくお願ひいたします。

○外川課長 それでは、続きまして、事務局のほうの紹介をさせていただきたいと思います。

障害政策推進部の精神保健医療課の門倉課長代理です。一言お願ひします。

○門倉課長代理 門倉と申します。よろしくお願ひいたします。

○外川課長 心身障害者福祉センターの守矢課長代理です。

○守矢課長代理 心身障害者福祉センター高次脳機能障害者支援担当の守矢です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○外川課長 村尾課長代理。

○村尾課長代理 心身障害者福祉センター就労支援担当をしております村尾です。よろしくお願ひいたします。

○外川課長 オブザーバーで参加されている福祉局の医療政策部医療政策課の渡邊課長代理、一言お願ひいたします。

○渡邊課長代理 渡邊です。よろしくお願ひします。

○外川課長 では改めまして、私、本日、司会進行を務めさせていただきます地域支援課長の外川です。

事務局の代表といたしまして、富山所長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、記録のため、本委員会の録音と録画を撮らせていただいておりますので、ご了承ください。

また、東京都福祉局の広報にも、今回の委員会の様子を後日、ご報告をさせていただきますので、併せてご了承ください。

なお、事務局以外の方は録音、録画を行わないよう、協力のほどよろしくお願ひいたします。

会議中はカメラをオンにいたしまして、発言の際はミュートを外してからご発言をお願いしたいと思います。ご意見やご質問がある場合には、遠慮なく手を挙げていただきますようよろしくお願ひします。

それでは、これから議事につきまして、座長の渡邊委員にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

○渡邊座長 渡邊でございます。今年度最後の連携調整委員会ということで、限られた時間ですけども、どうぞご意見をいただきたいというように思います。

この会ももう34回っていうことで、もう17年ですかね、すごいなと、よくやってきましたなというように思いますが、本会は大切な会なので、どうぞ皆様方、ご意見ください。

まず最初の議事ですね、まず最初は、次第にありますように、高次脳機能障害支援普及事業、本年度、令和5年度の実施状況をまずはご発表いただくと。

事務局、よろしくお願ひします。

○外川課長 令和5年度の高次脳機能障害支援普及事業の実施状況につきましてご報告をさせていただきます。

資料2-1をご覧ください。相談支援、支援ネットワーク構築、人材育成・広報普及啓発、社会生活評価プログラム、就労支援を計画のとおり実施してまいりました。詳細につきましては、後ほどご報告をさせていただきます。

1番の相談支援でございます。

専用電話相談は、都民や地域関係機関などの相談に対応してきました。相談実績につきましては、後ほどご報告をいたします。

2の支援ネットワーク構築でございます。

相談支援体制連携調整委員会につきましては、本日が今年度の2回目の開催で、34回目となります。今年度の1回目は、8月にウェブ開催をさせていただきました。ありがとうございます。

地域の支援ネットワーク構築支援でございます。専門的リハビリテーションの充実事業につきましては、圏域の連絡会への参加などを通して、企画、運営等に協力をしてまいりました。また、圏域相互の情報交換の場として、圏域情報連絡交換会を11月に開催しております。全ての12圏域が出席をされておりました。各圏域の取組について報告していただくとともに、活動の内容や課題等について意見交換を行いました。区市町村への支援につきましては、相談事業をはじめ、連絡会等にも協力をしてまいりました。

区市町村支援員連絡会でございますが、こちらについては例年同様、各区市町村支援促進事業を実施する区市町村や相談支援員の方々を対象とした支援員連絡会を第1回目はウェブで、第2回目を今年は集合で開催をさせていただきました。

関東甲信越ブロック・東京ブロック合同会議につきましては、各都県の課題等についての意見交換をさせていただいております。内容につきましては、後ほど、参考資料1をおつけしてございますので、ぜひご覧いただければと思っております。

3の人材育成・広報普及啓発でございます。

相談支援研修会は、第1回基礎編について、講師を座長の渡邊委員にお願いをいたしま

して、7月に実施しました。2回目の相談支援研修会は、「高次脳機能障害のピアサポートの現状とこれから」といたしまして、当事者の方々に登壇していただき、集合形式で実施をさせていただいております。

地域における研修等への講師派遣ですけども、今年度、7件の依頼がございまして、派遣をさせていただいております。

広報普及啓発では、前回もご報告をさせていただいておりますが、教育センター主催の教職員の方の研修会において、小児の高次脳機能障害リーフレットを配布させていただける運びとなり、今回、2,500部を配布することができました。次年度以降に備えて、小児のリーフレットをブラッシュアップしまして、また新たに6万部作成し、ポスターも8年ぶりにリニューアルをいたしまして、新たに3,000枚作りまして、3月中旬には出来上がるという見通しとなっております。どちらも8年ぶりということで、久しぶりに改定をいたしました。現在、各区市町村の所管課はじめ、児童相談所や子供家庭支援センターなどの集まりに行きまして、普及啓発も兼ねてですけども、小児のリーフレットの配布のお願い等を行ってきてるところでございます。委員の皆様にも、完成をいたしましたら、ご送付させていただきますので、ぜひ楽しみに待っていただければと思っております。

小児の高次脳機能障害の研修会につきましては、昨年8月にウェブで開催をいたしまして、例年、好評でございます。小・中学校や特別支援学校への開催の周知に関しまして、中村委員に多大なご協力をいただいているところでございます。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げたいと思います。内容につきましては、また後ほど報告をさせていただきたいと思います。

4、社会生活評価プログラムと5の就労支援につきましても、後ほど報告をいたします。

私からは以上です。詳細について説明をお願いしたいと思います。

○守矢課長代理 はい、それでは、高次脳担当、守矢のほうから資料2-2から2-6までをご説明させていただきたいと思います。

お手元に資料の2-2をご用意いただければと思います。まず、こちら資料の2-2は、今年度1月までの相談実績となっております。相談件数は375件と、昨年同時期とほぼ同じ件数となっております。内訳を見ますと、昨年度と比べ、新規も継続相談もほぼ横ばいの数字となっております。令和元年度頃から新規の相談が減少傾向にはあったんですけども、今年度については横ばい、新規の相談も減っていないという状況になっております。月によって件数はばらつきが結構ありますが、新規相談は大体月平均しますと、21件程度相談を受けておるという状況になっております。

次に、相談者です。前年度と比較いたしますと、相談者の傾向は大きく変わりはありません。本人からの相談が若干減少しておりますが、家族、行政機関からの相談がその分、ちょっと増加しておるという状況になっております。半数以上の相談が、ご本人、家族か

らの相談となっております。

続いて、相談内容です。就労、サービスの利用についてが、昨年度よりも増加しております。そして、医療についての相談が大幅に減少しております。小児の相談も数件ありますし、内容としては、診断がついていない方や、診断がついてはいるものの、今後の対応や今後の進学とか、そういうことを含めた相談を受けております。

対応としましては、一番下の対応内容をご覧ください。相談の助言や情報提供が98%を占めています。こちらも昨年度と同じ傾向になっておりまして、情報提供では、やはり地域の相談窓口をご案内することが多いかなと思っております。その際には、一応地域の支援機関にこんなご相談が入っていますということで一報を入れることも多くあります。

続きまして、資料の2-3をご覧ください。こちらは、今年度行いました小児の高次脳機能障害に関する研修会のご報告です。

小児の研修会は、年1回、毎年開催しております。先生方の夏休みの8月の3週目がいいよという情報を以前の教育庁の委員の方からご助言をいただきまして、例年8月の3週目に2週間のウェブ配信という形で行っております。今年度も教育関係者が258名、福祉・医療関係者が173名の合計594名のお申込みがありました。第1部では、京都文教大学の中島先生のほうから、小児の高次脳機能障害と発達障害の違い、家族の支援、きょうだい支援などについてお話しいただきました。第2部では、トークセッションといたしまして、ハイリハキッズの方と当事者の保護者の方に出ていただき、そして、特別支援学校の教諭の方に出ていただいて、3人でのトークセッションとなりました。ご自分のお子さんが高次脳機能障害になられたきっかけ、それを支援した家族の思い、それを支えてきた家族会、そして、そういったお子さんを受け入れてきた特別支援学校の先生方という形でセッションが進みましたが、やはり皆様、高次脳機能障害を抱えたお子様の対応というところで、分からぬところが多くて、みんな困っている状況の中、連携しながらやってきたところがあります。家族会の方も当事者の保護者の方も学校の先生も、やはり高次脳機能障害を知っていくことが大切、そして、学校だけではできないし、家族だけではできないので、みんなで連携していくことが大事なんだということをお伝えしていただいたという形になっています。また、そちらの資料には載せてはいないんですけども、教育関係者の方に、高次脳機能障害を知っているかとか、関わったことあるかということを申込時にアンケートを取らせていただいております。もちろんこちらの研修に申し込んでいただいているということは、興味がある、あるいは聞きたいという方だったからかもしれないんですけども、98%の教職員の方が知っていると答えておりました。そして、その申込者の6割の方が、名前は知っているが、詳しくは知らないと答えており、どういうものか分からぬっていうところが現状としてあるのかなということがそのアンケートからは見られました。

続きまして、資料の2-4をご覧ください。資料2-4は、第2回の高次脳機能障害者相談支援研修会のご報告になります。

こちらは、集合形式で開催させていただきまして、テーマとしては、「高次脳機能障害のピアサポートの現状とこれから」として、高次脳機能障害のピアサポートーとピアサポートーを目指して当事者の方々に登壇していただきました。ピアサポート事業は、東京都のほうでは昨年度から実施しているものになっておりまして、今年度、2年目のものとなっております。ですので、現在、高次脳機能障害をお持ちのピアサポートーがほかの障害の方と比べてとても申し込みが少ない現状があるということ、なので、そのピアサポートーを目指そうとしている方々にそういった情報提供をしていただければという形で行った研修になっております。登壇していただいた方々、当事者でピアサポートーを目指そうと思った方々は、自分がしてきたこと、声をかけてもらった内容、そういったことがとても励みになった、頑張ろうと思えたっていうところから、自分もそういうことで恩返しができたら、同じように悩んでいる人を自分が声かけをして、一緒に頑張っていきたい、そういった思いで目指してはいるというようなお話をありました。いろいろな体験をしていった中で、このピアサポートーを目指そうといつていただいているところがとても心強く、とてもたくましく見えました。お二人とも以前、私たち主催の研修会に御登壇していただいたので、6年、7年ぐらい前から知っている方々なんですが、6年、7年前からは変わられまして、いろんな方々と関わる中で、自分も何かできるんじゃないかな、そして、そのためには、1人ではできなくて、行政の方とか支援者とか、みんなと一緒にやっていくことが必要なんだということを強く訴えられておりました。とても心強い研修になったというか、いい研修だったかなと、自画自賛ですが、思っております。

そして、参加者からは、当事者の方の生の言葉を聞くことができて、ピアサポートーに求めていること、実際に発信したい困り感や不安な気持ちを知ることができた、とても心に響いた話だったなどと、とてもいいコメント等をたくさんいただきました。

続きまして、資料の2-5になります。2-5は、令和5年度高次脳機能障害支援普及事業「専門的リハビリテーションの充実事業」の圏域情報交換会になります。

こちらは、専門的リハビリテーションの充実事業を行っています二次保健医療圏を利用した12の医療機関に参加していただきまして、医療的な面から関係機関の支援を実施していただいている状況報告等を行っていただき、意見交換をする場になっております。年に1回の開催とはなっておりますが、今回は12圏域全て参加していただきまして、情報交換会を開催いたしました。

6の内容のところをご覧ください。東京都からは、事業等の報告と提案事項の後、各圏域からの事業報告、情報交換を行いました。今回は、支援拠点機関から当センターで各圏域に今リンクを貼らせていただいておりまして、その圏域の病院につながるように設定をさせていただいている。その中に、各圏域で作成している支援マップっていうのがあるんですけども、その内容がとても充実してきてること、そして、その情報をどうにかもっと都民の方に活かしてもらえないかという思いで、その支援マップへのリンク設定を行いたいと提案させていただきました。現時点では、各圏域に支援マップの作成や圏域

のホームページに掲載しているなどの調査が終えたところでありまして、これから可能な圏域からリンク設定を進めていくという形になっております。また、いろいろな課題が残っているところに関しては、それぞれのところの担当者と話し合いをさせていただき、できれば支援マップにリンクを貼らせていただけるよう、また、その支援マップをホームページで上げていただけるよう、ご相談を継続して行いたいと思っております。

そして、意見交換では、障害年金の診断書作成についてというご意見がありまして、意見交換を行わせていただきました。各圏域からは、今までの受診がなくとも、できるだけ診断書作成については対応していますというお話がありました。

最後に、診断基準ガイドライン、今回も情報提供の中に入っていますが、それについて分担研究者である本委員、座長の渡邊先生のほうから情報提供を行っていただきました。この診断基準ガイドラインの内容につきましては、後ほど情報提供の中でご説明させていただきます。

資料2-6をご覧ください。こちらは、令和5年度区市町村高次脳機能障害者相談支援員連絡会のご報告になります。

第1回目はウェブ開催をいたしましたが、2回目は12月6日に集合形式で開催させていただきました。以前からウェブで行っていたときに、集合でやりたいという区市町村の相談員さんの方からのご意見がとても多くて、みんなで一緒に話をしたい、意見交換したいというのがとても出されておりまして、集合開催となりました。

6の内容のところですが、まずは、東京都から①から⑤までのご報告をさせていただきました。そして、診断基準ガイドラインの情報提供を、12圏域でお聞きした内容を皆様にお伝えさせていただきました。

そして、次に、「障害者就労支援施策等の動向について」というテーマで、厚生労働省就労支援専門官より「就労選択支援」というテーマを中心とした情報提供を行わせていただきました。こちらの厚生労働省からの情報提供も今回の情報提供の中に入っていますので、後でご説明させていただければと思います。

そして、意見交換をしたいといっていたことをグループワークという形で実施させていただきまして、テーマとしては、厚労省からの情報提供、それぞれの地域で困っているケースの相談等のことで討議を行っていただきました。今回初めて、この高次脳機能障害の支援に関わっていただいている、いわゆるベテラングループ、長年関わっていただいている方々だけを集めたグループを1つつくらせていただきまして、ベテランならではのグループ討議というのをしていただきました。その長年やっているベテラングループからは、後継ぎというか、後継者の育成とかがなかなか難しいとか、そういったリアルなお話が出ておりまして、ほかのグループとは違う感想が出ておりました。ほかのグループでも、やはり困っている状況、困っている内容、そういったことは皆さん同じで、どこも同じなんだというような感想。1人で頑張っているところもあるんだけれども、みんなそれぞれが頑張っているんだ、自分1人じゃないんだっていうことが分かったとか、そういった感想

もとても多くありました。そして、やはりいろんな情報交換をしたことによって、日々の業務にとても活用できそうだと思ったという話もありました。このように、やはり各区市町村の支援者が集まる場は、この支援連絡会しかないかなと思っておりましたので、各区市町村の方、横の連携というところでは、集合開催をして、支援員さんが困っていること等を届託なくお話し合いできる場というのはやはり継続していく必要があるかなと担当としては感じております。

次に、資料2-7については、就労支援担当の村尾より報告させていただきます。

○村尾課長代理 私は、就労支援担当の村尾と申します。

私から、高次脳機能障害支援普及事業の一環として、当センターで実施している社会生活評価プログラム、就労準備支援プログラムの実施状況などのご説明をさせていただきます。

資料2-7をご覧ください。今年度も昨年に引き続き、高次脳機能障害がある方を対象としてプログラムを行ってまいりました。昨年5月1日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことから、初回の電話での相談後、比較的スムーズに利用希望者と共に見学していただける機会が増えたため、電話での相談累計数が減少していると思われます。また、地域の相談窓口、就労支援センター等、支援機関の方々の見学も増えてまいりました。利用希望されるご本人、ご家族と共にプログラムの説明、見学をしていただいた上で、今後の復職、新規就労での就労活動を検討していただけるようにと考え、相談を受けております。社会生活評価プログラムが火曜日、金曜日で4か月、就労準備支援プログラムが月曜日、木曜日で6か月間、職業評価が月曜日、木曜日で合計20回、通所での評価となっております。

最初に、社会生活評価プログラムです。

1の利用相談をご覧ください。令和5年度の相談件数は累計で28件、現在の利用者数は3名、終了された方は4名いらっしゃいます。通所プログラム再開当初に比べて相談の数が減少していましたが、年末に向け、利用希望・見学の相談が増えてきました。利用者の属性、居住地、評価依頼機関は資料のとおりです。プログラム終了後は、地域の通所施設を利用して今後の就労を目指す方と福祉的就労された方がいます。

次に、就労準備支援プログラムです。

1の職業相談ですが、令和4年度の利用についての相談件数は268件、利用者数は令和4年度は4名となっております。令和6年1月末までの相談件数は175件、現在利用の方が2名、終了された方が5名いらっしゃいます。利用者の属性、居住地、評価機関は資料どおりです。プログラム終了後は、復職される方、地域の通所施設を利用して今後の就労を目指す方がいます。その他、高次脳機能障害者を対象として、職業評価、20回もあります。当センターでの実施のプログラムは、高次脳機能障害の方に通所していただき、利用目的に沿った評価を行うプログラムとなります。プログラムの利用を通して、地域の

支援機関の支援計画やアセスメントなど、支援体制へのバックアップを目的としております。引き続き、地域の支援機関の皆様をサポートできますよう、取組を進めてまいります。

11月1日にウェブ開催にて業務説明会の動画配信を行い、31名の方にご参加いただきました。ありがとうございました。12月から1月にかけて、今後の通所プログラムの在り方を検討するための情報を得ることを目的として、区市町村障害者就労支援機関を対象とした調査を実施しました。利用者の方への情報提供として、支援機関の皆様との具体的な相談の場として、適時見学を受けております。まずは電話にてご相談いただき、高次脳機能障害者の方々の社会参加、就労支援の一つとしてご相談・ご利用いただければと思います。

私からの説明は以上となります。

○渡邊座長 ありがとうございました。

今年度、令和5年度のまずは報告をしていただいたわけですけれども、いかがでしょうか。委員の皆様方、一つ一つ聞いていただきまして、ご質問あれば、振り返っていただきたいと思います。この内容について、いかがですか。何かあれば、どうぞご質問ください。

○辻委員 じゃあ、慶應の辻ですけども、よろしいですか。

○渡邊座長 はい、どうぞ。

○辻委員 報告ありがとうございました。順調にやられていて、大分コロナ禍前の状況に戻ってきているなっていうことがよく分かったんですけども、開催の形式、研修会とかについては、ウェブでの開催、オンデマンドであったり、現地開催でグループワークやったりって、いろんな開催形式を取られていますけども、今後もやっぱりこういう、それぞれの利点を踏まえて、様々な開催形式を取っていくんでしょうかっていうのが1点で、あともう1点が、オンデマンドで2週間とかで開催するのと、いつでも聞けていいんですけども、その分、質問とか受けられなかったり、双方向でのやり取りができないかなと思うんですけども、そういう例えれば質問とかあつたら、それを受けるようにもしていたりもするのかっていう、その2点お伺いしたいです。よろしくお願ひします。

○渡邊座長 どうぞ。

○守矢課長代理 辻先生、ありがとうございます。

まず、開催の方法なんですけれども、1回目の研修会については、基礎編、それから、高次脳機能障害の症状の方への対応法などをやらせていただいておりまして、かなり早い時期に開催しておりますので、なるべく多くの方に聞いていただきたいと思っておりまし

て、座長の渡邊先生にご相談したところ、僕はディスカッションがしたいんだということで、辻先生と同じように質疑応答のところを着目していただきまして、オンラインでの開催と、それを収録したものをオンデマンド開催するという形で、質疑応答を事前に受け付ける、そして、その当日も質問を受けるという形で、さらに、その質問内容については、参加しての方に聞いていただくという形で行いました。オンデマンドのほうに関しては、その質疑応答のところはちょっとカットさせていただいて流したという形になっております。

そして、ピアサポートの研修に関しては、当事者の方が登壇されるということもありますし、やはり個人情報のお話がかなり出てくるという部分を考慮しまして、集合開催という形にさせていただきました。

それから、支援連絡会に関しては、人数がある程度決まっておりますので、支援員さんの数というのは区市町村の大体数となっておりますので、集合でやるという形が可能ということと、先ほどもご報告したように、集まって意見交換をしたいということがとても多く出ておりましたので、2回目に関しては集合にしたという経緯があります。

今後に関しても、どのような形を取るのが一番効率がいいか、あるいは、そういったものを参加する方が求めてるかということをちょっと気にしながら開催していかなければと思っていますが、大体今年度と同じような形で次年度も一応は計画を立てていこうかなとは思っております。

○辻委員 よく分かりました。いろいろ考えられて、工夫してやっている様子がよく分かりました。ありがとうございました。大丈夫です。

○渡邊座長 いかがでしょうか。委員の皆様方、ありますかね。  
相談が大体20件ぐらいかな、月。

○守矢課長代理 そうですね。

○渡邊座長 ということは、月曜日から金曜日だから、1日1人新患がいるっていうことね、新規が一昔前はもっと多かったんですかね。

○守矢課長代理 そうですね。多いときは、五、六年前は700件とかだったので、その半分近くが新規相談だったかなと思いますので、新規相談自体もやっぱり減ってきているという傾向はあります。

○渡邊座長 分散されちゃうんだろうね、きっとね。

○守矢課長代理 そうですね。内容もやっぱり変わってきているところもありますし。

○渡邊座長 大体相談で聞くと、何分ぐらい聞いて、やっているんですか。

○守矢課長代理 長い方、継続の方だと、もう1時間とか1時間半……。

○渡邊座長 大変ですね。

○守矢課長代理 大変です。

○渡邊座長 相手が分からぬし。

○守矢課長代理 はい。それで、新規の方はやっぱり30分ぐらいはかかりますね、いろいろお聞きした上で、情報提供になるので。

○渡邊座長 ご苦労さまです。

今回、小児の高次脳機能障害の研修会やっていただいて、ちょっと興味深かったのは、トークセッションで学校の先生も来てくれたわけですね。学校の先生が来てくれた、ここに書いてあるのは、学校側も高次脳機能障害を知ろうとしないと、また継続して関わるようになれるといいとか、学校にはいろいろな子供たちがいる、先生方はとても大変な状況にあるとか、学校の先生たちのその意識っていうのはどうなんですかね、今。

○守矢課長代理 学校の先生も、いろんな障害のあるお子さんがいらっしゃるので、それ以外にも授業をしなきゃいけないっていうところとか、保護者の方とのお付き合いとかいろいろある中で、学校側も大変なんだっていうところは、今回、特別支援学校の先生にもお伝えしていただこうと思ったところです。福祉関係者だと、学校がやってくれないっていう話とかをよく聞くんですけど、学校は学校でやっぱり教育の場というところでの視点があって、それはそれで大変なんだという中でも、やっぱり高次脳機能障害を知っていかなきゃいけないんだという思いはあるっていうところを伝えていただきたくて、学校の先生に登壇していただいたというところです。

○渡邊座長 先ほどのご発表では、9割が高次脳機能障害っていう用語は知ってるけど、内容は知らないとか、そういう現実があるのかなと思ったけど、さらにこれはどんどん啓発していくかなきゃいけないのかなと思ったんですけども、今日、教育庁の中村委員はいらっしゃってるか。

○守矢課長代理 入ってないと思います。

○渡邊座長 じゃあ、残念だけども、今後、やっぱり医療、学校関係との連携っていうのが求められるかなと思うのですけれども、尾花先生、子供との、小児との何か連携とか何かありますか、そういう経験は。

○尾花委員 紹介されて、対応したことはあるんですけども、なかなか正直、難しいと思いました。学校側とのやっぱりアクセスはどうしても僕らが直接には取れませんので、どうしてもご家族を通してやらなければいけないし、なかなかそのときにご家族が協力してくれるとは限らないので、なかなかその辺いろいろ難しい点がございまして、あとは、やっぱり職員もどちらかというと、うちは大人の患者さんが多いので、なかなか子供の対応が難しくて、そういう点もあって、大変苦慮しております。

○渡邊座長 先生のところって、小児科の先生は高次脳機能障害の理解ってどうですか。先生。

○尾花委員 小児科とも話合いはするんですけども、逆に、やっぱりあんまり高次脳機能障害は興味がないと言っちゃあいけないんでしょうけど、熱心にはやってくれております。

○渡邊座長 ありがとうございました。ちょっとそれは、これから課題っていうことになるんでしょうかね。

あともう一つ、僕が気になったのは、このピアソポーターね、こういう研修会やっておられることなんだけど、実際はピアソポーターっていうのはどういう場面で活躍してますか。

○守矢課長代理 今はまだ活躍っていうところまでは至っていないんですけど、身体のほうとか精神の分野では、ピアサポートでの取組っていうのは始まっているんですけど、高次脳機能障害のところに関してはまだまだです。まず、ピアソポーターがいないので、そういう活躍の場がなかなかできないっていうところがあります。ただ、去年と今年とで若干、ピアソポーターになれる方が増えてきているので、事業として、とある地域では、その方が研修がもう終わるので、ピアソポーターとして同じような立場の方の話を聞く会みたいのをつくっていくっていうことは聞いております。

○渡邊座長 これから課題だね、どうしてもね。

○守矢課長代理 そうですね。やはり支援者に言われると当事者の方から言われるのでは違うっていう思いが当事者の方にはあるので、そういった方の話を聞いて、自分も頑張らうと思うっていうところがやっぱり根本かなとは思います。

○渡邊座長 いや、確かにそうだと、そうね、ピアっていうのはそういうことなんですね。いかがでしょうか。委員の先生方、よろしいですか。また後で、またご質問あればと思います。

それでは、次行きます。2つ目の議題です。

いよいよ今度は令和6年度ですね、6年度の実施予定について事務局からご説明いただきましょう。

○門倉課長代理 改めまして、私、東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課生活支援担当課長代理の門倉と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料3を、ご案内いただいたとおり、ご覧いただければと思います。まず、令和6年度高次脳機能障害者支援事業についての説明になります。主な事業項目は4つの事業となっておりまして、まず第1に、高次脳機能障害者支援普及事業についてとなります。先ほど、心身障害者福祉センター様から事業の実施状況について説明していただきましたけれども、心身障害者福祉センターを都内全域の支援拠点として、専門的な支援を行います。具体的には、本人、家族に対する専門的な相談支援、ネットワークの構築、人材育成や普及啓発等を行います。予算規模については、変わらず、160万円となっております。ただ、この中に心身障害者福祉センターの入件費や施設運営費等は含まれておりません。

第2としまして、専門的リハビリテーションの充実事業となります。二次保健医療圏において、リハビリの中核を担う医療機関に委託して実施しております。医療機関への理解促進、区市町村との情報共有や支援機関からのリハビリ技術や、あと個別支援の相談、症例検討会や圏域連絡会、研修などを実施しているものでございます。予算規模は3,293万円となっております。

次に、第3といたしまして、区市町村高次脳機能障害者支援促進事業となります。こちらは、区市町村に支援員を配置し、身近な地域で安心して生活できる環境を整備するといったものになります。予算規模は9,749万円、予算規模は46市町村となっております。

次に、第4といたしまして、高次脳機能障害者緊急相談支援事業となります。こちらは、区市町村が12月の障害者集会に実施する経費を補助する事業となっております。右下の事業全体のイメージ図になりますけれども、こちらが都全域につきましては、心身障害者福祉センターを支援拠点として、二次保健医療圏ごとに専門的リハビリテーションの充実事業を行い、それらバックアップを受けながら、区市町村において相談支援事業や関係機関の連携、普及啓発、社会資源の開拓等を行い、重層的に高次脳機能障害者に対する支援

を行っているといったものになります。

では、資料3の2枚目になります。まず、令和6年度区市町村高次脳機能障害者支援促進事業についてになりますけれども、こちら、当事業は、区市町村が高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障害者に対し適切な支援を提供し、区市町村における高次脳機能障害者への支援の促進を図ることを目的として、平成19年より実施しております。主な事業内容といたしましては、高次脳機能障害者支援員を配置し、相談支援、関係機関との連携、社会資源の把握、開拓、広報、普及啓発を行っているといったものになります。

次に、3枚目の資料になります。こちらが、同じく区市町村高次脳機能障害者支援促進事業の5年度実施状況について図示したものになります。今年度は、45区市町村が事業を実施しております。

次の4枚目の最後の資料になります。最後に、専門的リハビリテーションの充実事業になります。こちらが、平成27年度から島嶼部を除く12の二次保健医療圏において実施しているという図になります。主な事業内容は、まず、医療機関連携体制構築のためのコーディネーターの設置、そして、症例検討会の実施、圏域連絡会の実施、それから、リハビリ専門職等への研修の実施を行っているというものになります。

簡単ですけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○渡邊座長 ありがとうございました。今年、令和6年度のご説明をいただきました。

まず、これらについてご質問ありましたら、どうぞ委員の皆様、いかがでしょうか。内容自体は、令和5年度と恐らく骨格は同じかなと思います。いかがでしょうか。

あれですよね、今ざっと見ると、東京都には約1億3,000万ぐらいですね、こういう額が投じられているんだなということを、足し算したら、そうなりましたが、ほかの都道府県ではあり得ない費用なんですね。しかし、もうこれだけの人間がいるので、当然と言えば当然なんすけども、そう考えても、結構な、潤沢になっているなと思います。だから、これらを僕らはもちろん有効に、どんどん先駆けてやっていく義務を持つわけですけれども、昨今、実態調査とかそういうものも、各都道府県でやる動きもあるんですけども、数が分かったっていうのはやっぱりこれからは大事なことかなと思うんですけども、あと、僕はやっぱり高次脳機能障害のある方の困り度調査っていいましょうかね、そういうものがより現実的なんじゃないかなと。数はもちろん大事だけども、何に困ってるかっていうことを生々しく調べてみるっていうのはありかなという。実数調査もそうだけど、困り度みたいな、そういうものに予算を入れてもらうのもありかなというような気がいたしました。

今日、今井さんは家族会の立場から、何か意見ありますか。

○今井委員 1つは、実施していない、促進事業に参加していないところで空白のところがあるんですけど、今年度、45だったっていうんだけど、予算のほうに46になっていて、どこが入ったのかなってちょっと思ったんで、教えていただけますか。

○守矢課長代理 多分6年度の見込みなので、1区市増えいただきたいという見込みの見積もりなんだと思います。

○今井委員 はい、分かりました。

○守矢課長代理 増やしていきたいというのが東京都ですので、白塗りのあそことあそこをどうにかできないかなというふうに思っているところで、予算の中にはそれを組み込んでいただいている。

○今井委員 23区でも、千代田区だけ入ってないしね。

○守矢課長代理 そうなんです、はい。

○渡邊座長 守矢さんたちがつくっている区市町村の高次脳機能障害者相談支援員連絡会、これには、こういう入ってないところは来ないか。

○守矢課長代理 来ます。

○渡邊座長 来てる。一応問題意識はあるんだね。

○守矢課長代理 それで、グループ討議すると、やらなきやいけないなと思いますとか、そういう発言はあるようなんですかけれども、なかなか、未実施の地域の人たちに実施している方たちのグループに入っていただき、情報をなるべく吸収していただこうと思っているんですけど、白塗りのところに聞くと、困ってないって、利用者さんがいないと言われてしまって、なかなか難しいところがあって、圏域の医療機関の先生と協力しながらやっているいけているといいなと思っています。

○渡邊座長 白塗りのところは、次のページの専門的リハのほうでは病院が吸収できるような形に……。進藤先生のところには、恐らく白塗りになってるような檜原とか日の出町とか、そういう方たちが見えるんじゃないかなと思うんだよね。

○守矢課長代理 圏域の連絡会やると、来ていただいている。

○渡邊座長 そこが、僕のところも、立川だとか来るからね、そういう人たちがね。各事情はあるんでしょう。それはもうあんまり追求してもしようがない。

この中で、今日来ていただいているあしすとの山本委員も、足立はもう歴史的にずっと昔からやってきていただいているんですけども、何か足立区の何か課題ってありますか、あしすとは、ずっとやってくれていますけど。

○山本委員 はい。委託して、様々な講演とか家族の理解とか、またあと知識の啓発とか、いろいろさせていただいておりますけど、やはり家族の方、お困り度、先ほどお話もありましたが、大分困っているとか、困っていることがどうしてなのかというのはお分かりに、まだちょっとならない方とか、そういった方いらっしゃいますので、普及啓発は継続してやっていきたいと思っております。以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうかね。それでは、資料4をお願いします。

○外川課長 それでは、資料4の令和6年度の高次脳機能障害支援普及事業の実施方針について、支援拠点機関のほうからさせてください。

資料4にあるとおりの実施予定とさせていただいております。次年度につきましても、東京都教育庁の教育センターでの研修会でのリーフレットの配布など、地域関係機関と連携して、小児の高次脳機能障害の普及啓発をさらに進めていきたいと考えております。また、守矢のほうからもございましたが、圏域作成のマップへのリンク設定などについても、可能な限り進めていきたいなと考えております。通所プログラムについても、直近で、村尾のほうからございましたように、区市町村の障害者就労支援機関を対象とした、簡易な調査をさせていただいていることから、ここでいただいた貴重なご意見を今後のプログラムの充実の検討に役立てていきたいと考えております。具体的になりましたら、こうした機会で報告をさせていただきたいと思っております。

6年度の実施方針は以上なんですが、今回、記載はできなかったんですけども、厚労省の研究事業ですか、厚労科学研究のほうへの協力ということは、引き続きやっていきたいなど考えております。以上です。

○渡邊座長 あの、通所プログラムの就労に関しては、去年、今年、あんまり利用者さん、コロナもあったから、利用できなかったけど、これからはもうコロナも収まりどんどんいくっていう感じですかね。

○外川課長 そうですね、ある程度利用される方の、何ていうんですか、支援度にもよる

と思うんですけど、人数の制限等は特にしていない状況です。以前は、ある程度制限をしていました。

○渡邊座長 あともう一つは、この2つのプログラムはまあまああるんですけど、もう一つ、20回評価ってあるじゃないですか。それって、あんまり知られてないんじゃないかなと思うんだけど。

○外川課長 ご相談いただいたときには、例えば職業安定所等にすぐ行きたいので、評価が欲しいっていうような方については、20回評価を受ける人もいらっしゃいます。

○渡邊座長 それは相談あったときであって、もっとパブリックに、うちではこういうことやっていますよっていう分かりやすいチラシが最近見えないなと思っているんですよ。それは少しやっぱり配るか、PDFでホームページに載っけるか、そういうのはやっていただきたいと思います。

○守矢課長代理 渡邊座長、西田先生が挙手をされています。

○渡邊座長 西田先生、お願いします。

○西田委員 すみません、さっきのところだったんですが、区市町村の高次脳機能障害者支援促進事業、すみません、島嶼っていうのは、ここには対象外なんでしょうか。

○渡邊座長 島嶼。

○西田委員 はい。

○渡邊座長 島嶼は、どうなってたっけ。島嶼っていうのは、どうなってるっけ。知っていますか。

○西田委員 割といろんなところで、島嶼って、なかなかこういう支援が難しいっていうような話があっちこっちで出るんですけど、やっぱり……。

○渡邊座長 先生そうですね、おっしゃるとおりですね。個別に例えば東京都の作業療法士会が大島行ったりとか、そういう相談はあるんですよ。だけど、先生、僕も高次脳機能障害についての相談なんてやったことないし、それはちょっと目が覚めたんですけども、何か考えなきゃいけませんね。

○西田委員 ゼひよろしくお願ひします。

○渡邊座長 調布飛行場ができればいいんだ。

○門倉課長代理 すみません、門倉です。

○渡邊座長 どうぞ。

○門倉課長代理 すみません、東京都の門倉です。

すみません、確かに島嶼部を除くって書いてあるとおり、ちょっと今、島嶼部は入っていないというような形になりますので、先生がおっしゃったとおり、ご意見はいろいろ、考えていかなければいけないとは思いますけれども。

○西田委員 はい、分かりました。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○守矢課長代理 堀田先生も手を挙げてます。

○渡邊座長 どうぞ、お願ひします。

○守矢課長代理 堀田先生、お願ひします。

○渡邊座長 堀田先生。

○堀田委員 東京都リハビリテーション病院の堀田です。

島嶼のことは、うちは理学療法士が、OTでもよかつたみたいですが、年に1週間ずつぐらいですか、島に行って、そういうリハビリ相談みたいのを受けてるみたいでけれども、高次脳機能障害の問題は特にそれが中心になっているっていうのは聞いてないです。

私が手を挙げましたのは、少し墨田区の話をさせていただいて、皆さんところもどうされているのか。あと、今、課題に思っていることというのは、1つは、専門的リハビリテーション充実事業というのをうちの病院が受けていて、うちはうちで活動している。その中で、区市町村の高次脳機能障害者支援促進事業のほうとも関わりながらやっているんですけど、いま一つそこがうまくリンクできてないなっていうのを感じています。そのために、例えば介護保険が主体になっているような方たちへのケアマネジャーとかその辺との共有ぶりが薄いように思っていまして、もう少し症例検討会とかきちんとやっていかな

きやいけないなっていう、そういうものを通じて、もうちょっと問題意識を共有していくことが数としては必要なかなと思っています。

それから、小児のことは、小児の高次脳機能障害っていうそのものだとなかなか、入院患者さんでも、母子入院じゃなければ、うちでない方であれば、うちにも小児は入院されているんですけども、それだけでなく、今、外来ですと、例えば療育センターは近くにありますが、18歳になったら自分で外来、通院場所を見つけてほしい、例えばボツリヌス療法みたいなですね、と言われて、外来に急にそういう本当に小児からの、それは身体のほうですけど、方が来るようなことが最近散見されるようになって、そのことで非常にいろんなことが疑問にあったので、特別支援学校を幾つか行かせていただいて、先生方にもお話を聞いたりしたんですけど、そのとき思ったのは、やっぱり思いのほかお互いが分かってなくて、かつ、どこまで、先生方のほうの遠慮っていうんですか、どこまで何を言っていいのか分からないような感じを受けまして、そこもやっぱり高次脳機能障害にかかわらず、もう少し広くお互いを知っていくような仕組みが地域にないと、分かり合えないのかなと思って、今はいます。ちょっとその仕組みをこの事業の中でつくれていくかどうか分かりませんが、課題としては認識しているところです。以上です。

○渡邊座長 ありがとうございます。

○渡邊座長 堀田先生の意見も貴重で、高次脳機能障害の枠組みだけではなくて、介護保険のケアマネジャーとのコラボレーションとか、あるいは学校とのコラボレーションとか、もう少し確かに広い枠組みの中での多分協業といいましょうかね、そういうのが求められるかなと思います。それはちょっと僕自身もそういう意味合いで、いろんな研修会だとか、そういうのが必要になるかなという、今、感じました。学校の先生のところに押しかけていって話をしてもいいし、あるいは教育ビデオみたいなものをお貸ししてもいいかなとは思いますので、いずれにしても、ちょっと少し話をしなきや駄目ですね。貴重な話をありがとうございました。

よろしいでしょうか。ほかにあれば、何か。よろしいですかね。

さて、それでは、続きまして、議題の3ですかね、情報提供というのでいいでしょうかね。

じゃあ、事務局からお願ひします。

○守矢課長代理 高次脳担当の守矢です。

資料5-1をご覧ください。この5-1が先ほどから何回か出しておりますが、高次脳機能障害診断基準ガイドラインに関するパブリックコメントというのが全国の支援拠点機関に送っていただきまして、何かご意見があれば、出してくださいというようなものでした。こちらは、分担研究者である本委員の渡邊座長のほうから説明をしていただこうと思いま

す。資料共有をさせていただければと思います。

○渡邊座長 皆さん、この資料5-1は開いていますかね。僕、手元にあるので、いいんだけど。

このパブリックコメントの内容を説明する前に、新しい診断基準が厚生省から恐らく今年、あるいは来年かな、出来上がると思うんですね。もともとこういうものが出来上がったのは、軽症頭部外傷のような画像上異常はないような症例で苦しんでられる方がいると。そういうものについて、きちんとした医学的な診断ができないかということで、三村先生、慶應の三村先生が中心になってやられているものであります。それで、僕も少し入ったんですけども、まず1ページ、変わったところだけ一つ言いますね。まず、診断基準の1番のところが、1番、脳の器質的病変の原因となる疾病の発症や事故による受傷の事実が確認されていると。まずは、脳の傷の原因となる病気、あるいは事故の事実があるというわけですよね。それは全て根本的ななんだけれども、だけど、こういう事実を忘れちゃっていることもあるんですよね。例えば小学校の子供が少し不穏な状態、・・・数年前にジャングルジムからおっこったとか、そういうようなこともあります、そういうことはヒストリーをちゃんと聞かなきゃいけないよっていう話がなっているんですね。

あと、検査所見も、その下ですね、CT、MRI、脳波ということになります。今どき、脳波をやる人はいないんですけども、中にはCT、MRIがないという、そういう診療所もあるので、脳波というのはまだ付け加えているということになります。

そこまでが診断基準ですが、今回は解説文、ご覧なれますかね、解説文。解説文の中で、ペラペラとめくりますと、2番の画像所見っていうのがあるんですね。ここそころが非常に濃厚に書かれているんです。要するに、頭部外傷によって脳のMRI画像がない場合、異常がない場合ですね、なくても、なかなか高次脳機能障害がある事例についてどうするかっていうのが問題になるわけですね。従来は、傷がないと診断ができないということが大前提だったんですね。ところが、先生方見ていて、傷はないけど、つらいっていう人がいるぞと。その辺を酌み取った説明になっているんです。これについては、その下のほうに、例えば検査をちゃんとしてくださいっていうんで、今だと、CT、MRI以外にSPECTとか、PETですね、あるいはファンクショナルMRIとか、テンソル画像とか、そういうものでもし傷が見つかれば、それも参考になりますよという話になっています。ただ、これを診断するのは医者なので、今日ご出席の先生方にご意見賜ればというように思っているんですけども、要するに、本人はつらいけども、画像上異常がない症例があると。そういう場合に、それを高次脳機能障害として診断するかっていう話なんですけども、今日、菅原先生、見えますか、今。菅原先生、いらっしゃっているかな。コメントぜひください。

○菅原委員 現実的に言いますと、今、例えば高次脳機能障害で精神保健福祉手帳の、例

えば手帳を申請する場合なんかですね、やっぱり原因となる交通事故があったとか、脳炎があったとか、脳腫瘍があったとか、そういうのはもうある程度受傷動機がはっきりしていれば問題ないんですけども、それが要するに忘れられちゃったり、よく分かんなかつたりっていった場合に、やっぱり画像所見の細かい記載がないと、なかなか厳しいというところがあるんですね。なので、MR Iとかでほぼ所見がないっていうような話になっちゃいますと、手帳取得のときに、要するにこのガイドライン上のものがまだ手帳の判定基準とかに入ってくるのは少し時間がかかるでしょうから、どの程度をもって、要するにP E Tでも、要するにファンクショナルMR Iでも、何らかの異常所見があれば、それでいいと思うんですけども、何にも出てこなくて、MR Iでもどうもはっきりしたものもないですっていうような状況の人の場合、どういう形になっていくのかっていうのはちょっと私も分かりかねるなというところがあつたりします。

よくありがとうございますが、びまん性軸索損傷とかの人だと、ある程度MR Iとかでも出てくる人もありますよね。光っているみたいなところで分かるところあると思うんですけども、何にもなくても、症状があれば取りあえずいいっていう形になると、それはそれでちょっとどこで線を引くのか厄介だなという気はしますので、その辺り、私も分かりかねるんですけども、全然何の検査をしても、臨床症状はあるんだけれども、何にも出てこないっていう人は、渡邊先生、結構そういう方っていらっしゃるんでしょうか。

○渡邊座長 そうです、いるんですよね。ちょっとスーパーで転んじゃったとか、意識障害もないんだけど、転んじゃったと。でも、その後から、記憶が悪い、いらいらする、家事が手につかないというご婦人もいます。一番すごいのは、電車の棚にペットボトルがあって、それが頭におっこってきた後から様々な症状が出たというような方がいるんですね。ただ、本人にとってはすごく深刻なんですね。そういう場合に、対応方法、治療としては丁寧にやっていけばいいんだけど、診断ということについて、そういう症例を、じゃあ、精神手帳を書くのかとか障害年金申請するのかとかというのがちょっと難しいなと思いました。ただ、ここで今回の診断基準で言っているのは、傷がなくても医学的に、例えばもう本当に微小な、MR I上で写らないような傷が絶対あるんだっていうことを医者がそれなりに診断すれば、それは診断としては成立するというのが診断基準なので、医師の診断能力が求められると思うんですね。そのときに、やっぱし、特に精神科的な被害意識とか、車にひかれちゃったという被害意識が記憶障害だ、いらいらだつていうことになっているのならば、それは診断しちゃいけないことなんですね。その辺が、ただ、そういう意味では、やっぱり精神科の先生方の意見が大事だなと思いました。被害意識で記憶障害は起きますもんね、先生。

○菅原委員 正直言って、そういったところもあると思いますね。要するに、こういったものは全部事故のせいなんだというふうに考えているっていう方も実際いますけれども、

ただ、そういう方っていうのは、正直言いますと、本当にそれが気質的なもので出てきているのか、精神的に出てきているもののかっていうのは、1回の診察でそれを見抜けと言われても恐らく無理だと思います。ただ、ある程度通院してもらって様子を見せていただければ、おのずと分かってくることだと思いますので、1回だけ、それで手帳の診察受けるために来たって言われて、じゃあ、そこで診断しろといつても、ちょっとそれは難しいなという気がするので、ある程度の定期的な通院はしていただかないといけないかなと思います。その辺はちょっと、ぱっと画像を撮って、さっと写って、ああ、そうですねとはいいかない要素、特に精神科の場合、そういう要素になってくると思います。

○渡邊座長 ありがとうございます、先生。

今日、聞いてくださっている委員の方、皆さんにお伝えしたいことは、このように画像上写らないやつも診断され得るということにはなったんだけど、ただ、お金が発生する場合、自賠責保険、あと労災、あと裁判、意見書、それについては駄目です。それについては通じないので、その辺を患者さんたちに、写らなくても裁判でどうのこうのっていうのはやんないほうがいいというように思います。診断することでお金が発生する場合には、そんなにうまくいかないっていうことですね。払うほうとしては、やっぱり証拠がないと、多額のお金を払うっていうことは起き得ないので、その辺はどうしても無理じゃないかなっていう気がしますね。

ありがとうございます。菅原先生、どうもありがとうございました。

この点について何かありますか。

○進藤委員 先生、大久野病院、進藤ですが、よろしいでしょうか。

○渡邊座長 進藤先生、どうぞ、お願ひします。

○進藤委員 画像がなくて診断してほしいっていうのは、この間、子宮頸がんワクチン後の18歳の女性の方が来て、症状は注意障害、記憶障害、遂行機能障害で、あらゆるCT、MRI、いろんなものはもう全て撮っていて、全てノーマルで、診断はできませんということでお断りしたんですが、やはりそういう方がお見えになるというございましたということです。

○渡邊座長 先生、ありがとうございました。そうなんですよね、画像上はっきりしないものを求めてくる方はいらっしゃるわけですけれども、あと、発達障害なのにとか、患者さんにとっては、発達障害っていう診断よりは高次脳機能障害のほうが何か据わりがいいみたいな人もいて、そういう曖昧な方がいらっしゃいますよね。ありがとうございます。

それでは、この件についてはここまでということにさせてください。

それでは、もう一つ話題提供で、守矢さんのほうからかな。

○守矢課長代理 高次脳担当の守矢です。

こちらも皆様に資料は配付しておりますが、ポイントをかいつまんでご説明させていただきますので、画面共有をさせていただきながら説明させていただきたいと思います。資料の右下に番号が振ってありますので、その番号に沿ってお伝えさせていただければと思います。

こちらの資料は、先ほどお伝えしましたように、第2回の支援連絡会で厚生労働省の方が配付していただいた資料になっております。まず、後で半田さんの方からもフォローしていただければと思うんですけど、障害者雇用という部分に関しては、増加が進んでいくということの報告がありました。さらに、就労移行支援事業所というのは、全国でかなり減少してきている傾向にあるというお話です。ただし、東京都に関しては、就労移行支援事業所は増加しているということで、東京都だけはちょっと違う方向になっている。ただ、全国的には減っているというお話がありました。

そういった就労の状況等の報告の後にお話がありまして、まずは、この障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律の概要というところをご覧ください。ここが、黄色いマーカーの画面を見ていただくと、2番のところです。障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進というところで、1番の就労アセスメントを使った就労選択支援というのを創設するということで話が来ております。これに関しては、2月の頭のほうに出ました報酬改定のところに就労選択支援っていうもうサービスが出来上がっておりまして、これを今後進めていくという形になっております。これは、障害者の方の多様な就労ニーズに対応するための支援ということと、障害者雇用の質の向上を推進するためのものとして進んでいるものとして報告がありました。

それを図式化したものが、3ページ目のものになります。真ん中に障害のある当事者がいて、その方が生活するには、医療の関係者とか相談支援とか、あるいは障害福祉サービスというのがある中の右下のところですね。就労系福祉サービスという中に、障害福祉の部門では、就労選択支援の創設、一般就労中の就労系福祉サービスの一時的利用というものを入れていきたい。そして、企業のほうには、雇用の質向上に向けた助成金の拡充だったり、短時間労働者に対する実雇用等の算定ということを盛り込んでいきたいということで、障害者の就労を支援していきたいということがあります。これは、令和6年4月には、もう2か月後ですが、雇用率が2.5%に上がるということ、そして、令和8年の7月からは2.7%にかなり上がるんですけど、ということもあって、雇用の質の向上に向けた取組というものを企業側にもしていくところが報告として上がっております。

その中で、次のページの4ページ目になります。これが、就労系サービスの法改正の中で、就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化というもの創設の中身となってお

ります。後ほどゆっくりご覧いただければと思います。

その中の、先ほど言った短時間労働者についてです。この見直しの内容というところで、週の労働時間が特に短い精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者については、特例的な扱いとして、事業主が雇用した場合に雇用率において算定できますと変わってきております。それが数字として出ているのが、この赤枠のところになります。身体の重度の方は、この時間働いてれば0.5、知的の重度の方が働いてれば0.5、精神の方だったら0.5というふうに算定の中に入れていいですよということになってきております。

そして、次に、就労選択支援です。これについてですが、これも報酬改定の中では、算定する項目の中にもう入ってきております。

8ページになります。8ページで、この2番のところ、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進というところで、先ほどお伝えしましたように、就労アセスメントをすることで就労選択支援を創設し、障害者の就労を支援していくというものになっています。

これがいつから始まるのかといいますと、次のページの9ページ、真ん中に施行月日が書いてあります。令和7年の10月1日からしております。そして、その下に対象者が書かれておりまして、就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する者、及び現に就労移行支援または就労継続支援を利用している者ということになっております。法定改修の中でも、この年月日、あるいは対象者は変更がなかったので、このままになっております。

そして、次のページの10ページになります。この就労選択支援を入れた目的というところですが、マーカーで引いてありますところ、働く力と意欲のある方をサポートしていく。障害のある方の働き方を考えていく。そこをサポートしていく。そして、考える機会を提供していくという、含めてのサービスの提供ということをうたっています。ご本人にとっても働くための地域を増やしていただきたいという狙いもあるということでした。障害のあるご本人が就労先とか働き方について、よい選択ができるようにしていく機会を提供していくということを担っております。

次のページの11ページです。ここに、さらに目的のところなんですけれども、一番上です。専門的な研修を修了した就労支援の経験、知識を有する人材の配置により、就労に関するアセスメントに関して専門的な支援を受けることが可能になるということをうたっています。

これがどういうことかといいますと、14ページになります。これが今、上が現状の状況です。まず、市町村にサービスを使いたいんだという方が申請すると、就労移行を利用申請すると、就労移行支援事業所によってアセスメントがあつて、あるいは就労支援センターなどによってアセスメントをやって、就労移行事業所の利用とかになっていくっていう流れがあるかなと思います、一概にこうだとは言えないんですけど。それが今後の方向性で、下のところを見ていただくと、まず、市町村に相談をすると、就労選択支援の利用

を申し込むことになります。それをしてことによって、就労選択支援のサービスをまずここで受ける。その中で、情報提供をいろいろしていただく中で、本人が選択するという権利も生かしていきながら、何を利用するのかというところを考えて、B型利用、A型利用、移行利用などを決めていくという形になります。そして、さらに新しいこととしては、その利用をしてる最中にも、やはり移行の変更があったり、あるいは違うものがいいんじゃないかということがあったときには、またここで就労選択支援を利用していただいて、違う事業所を利用するということもできますよというのをうたっております。

これは、次のページの15ページも同じです。A型の場合だったらという形で書かれております。

これについては、17ページにありますが、いろいろな論点が考えられておりました。まず1つ目、就労選択支援の対象者についてです。ここは、詳しく書いてあるのが20ページになります。20ページの一番上です。就労選択支援の対象者のうち、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある者は、就労先や働き方を選択するに当たって支援の必要性が高いと考えられるところから、令和7年10月以降から就労継続支援B型の利用申請前に原則として就労選択支援を利用するとなっております。

その下はA型利用の場合ということで書かれておりまして、A型の場合は、令和9年4月以降となっております。それを図式化した表にしているのが、下の表になります。就労継続支援B型の方は令和7年10月から原則利用、オレンジのところ、就労継続支援A型の方は、青いところ、令和9年4月から、で、現に就労移行とかを実際に利用している方に関しても、令和9年4月から実施していくということでした。

これに関しては、次の21ページ、特別支援学校のほうにおいても導入していくという形になっているとのことです。現状の課題というところの一番上ですね、特別支援学校の生徒について、卒業後の円滑な就労の開始に支障が生じないよう、在学中に就労選択支援を利用すると方向としては決まっております。

本来は、ここで中村委員がいたら、ちょっとお聞きできたらと思ったんですけども、いらっしゃらないので。これが、検討の方向性の下のところ、3年生以外の学年でも実施することも可能とすると言っています。3年生だけが利用できるんではなくて、1年生、2年生でもできますよと。在学中に複数回やることもできますとうたっています。

また、2つ目の丸です。職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施することも可能ですと言っています。これがどういったことかというと、次のページの22ページで、表というか、図というか、になっております。例えばこんなふうに使ってはどうですかという例になっております。夏休みの時期に就労選択支援を利用していただいて、職場実習に行く。3年生、2年生も同じような感じですね。そのような形で利用を考えてはどうかということだそうです。

実際にこれを誰がやるのかというところですが、25ページになります。実施主体については、検討の方向性のところの1つ目、障害者就労支援に一定の経験、実績を有し、地

域における就労支援に係る社会資源や雇用事例などに関する情報提供が適切にでき、過去3年間において3人以上、通常の事業所に新たな障害者を雇用させている以下の事業所を実施主体とするうたっています。それがどこかというのが下に書かれております。就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金の障害者能力開発校などなど、いろいろ書かれております。この就労選択支援員になった方は、定期的に自立支援協議会、そういったものに参画することとか、地域における就労支援に係る社会資源、雇用事例などに関する情報収集に努めなさい。そして、収集した情報は利用者に提供しなさいということもうたわれております。

さらに、この特別支援学校の方とか、そういった方も含めて、中立性の確保というところで、本人の進路や方向性を決めていく大事な就労支援というところにもなるので、本人の不利にならないよう、不利益が生じないようにするっていうことにも論点として書かれております。

そして、29ページ目にいっていただいて、それをどう担保していくかというところで、障害者本人が就労先、働き方についてより選択ができるよう、就労選択支援の質を担保する必要がある。その担保するところは、方向性のところです。就労選択支援員養成研修の修了した者を就労選択支援員とすると言っています。

そして、この就労選択支援養成研修というのは、まだ発表されておりません。今どういったものにするかを検討しているということを厚労省の方はおっしゃっていました。参考としては、以下のような研修と同等のものを考えているということです。

さらに、32ページです。就労支援はやはり計画相談支援事業所との連携も必要だというところで、非常に重要なサービスなので、報酬改定の中では、アセスメントの結果を作成した時点で、その情報を利用者及び指定特定相談支援事業所等に提供しなければならないとしています。各場面で、計画相談の事業所の方々と就労選択支援事業所のスタッフとで連携をしなさいと言っています。なので、就労選択支援員の方は、アセスメントをして、本人に情報提供をして、ご本人の要望があれば、再度使ってという形で行いつつ、相談支援事業所とも連携を取っていくということが求められているということです。

そして、その支給決定期間は、じゃあ、どれぐらいの形でやればいいの、お一人当たりですね、というのが35ページです。基本的には、原則1か月でやりなさいと言っています。ただし、2か月の支給を行う場合もありますと書いていて、そのありの場合は、自分自身に対して過小評価、あるいは過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足、あるいは進路に関する自己理解に大きな課題があるなどなどのような方に関しては、2か月の支給決定をしてもいいですよと言っております。というのが就労選択支援についてのご説明になります。

ただ、先ほどもお伝えしましたが、東京都には就労支援センターがあります。就労支援センターのほうにもこの情報は流されておりまして、やらなくちゃいけないんじゃないかな

なとは思われているようです。ただ、アセスメントをすることが仕事ではなくて、このご本人を支援していく、この先、就労ということも含めて支援していくというところも大事にしなきゃいけない、本人との関係づくりとか含めてですね。アセスメントをつくるだけの作業になってはいけないんじゃないかというような話とかも出ているということです。ただ、今、就労支援センターは、地域によって違いますが、何百人の登録者がいるという中で、本当にこの選択支援事業ができるのかどうか、就労選択支援員を出せるのかどうかというところは、それぞれの事業所で考えていただいているんですけど、何か所かの方にお話を聞いても、ちょっと難しいかなという話とか出ていますし、積極的にやろうと思っていますという事業所もあったりもしていて、ちょっと温度差っていうのは出てきているのかなと思います。

以上で就労選択支援のお話を終わりたいと思います。

次に、3番、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用についてです。

40ページをご覧ください。今までも、働いている方であっても福祉サービスは利用できるということは決まっておりましたが、区市町村によって若干ばらつきがある状況がありました。それが今後、法令上、新たに位置づけとして、就労中の方も福祉サービスを利用できるようにきちんと設定していくということを報告がありました。

まず、1つ目です。働き始めに段階的に時間を増やす場合ということで、週10時間から20時間未満の方、段階的に少しづつ増やしたいんだという方に関しては、利用期間を原則3か月から6か月として利用できますよと言っています。この理由としては、やはり行き慣れた支援、就労Aとか就労Bとか、そういったところを併用しながら、少しづつ切り替えていくということがご本人にとってはいいのではないかというところで、段階的な時間を増やす場合の利用の仕方ということで提案されております。

そして、2つ目、休職から復職を目指す場合、これに関しては、企業であったり、本人であったりもするんですが、主治医の判断で、こういった支援を受けることで復職に適当であろうという場合には、復職に向けてのサービスを利用するすることができますよとしています。利用期間としては、企業が定める休職期間の終了までの期間、上限としては2年となっています。このことについて、改めて別途、事務連絡で周知という形になっておりますので、今後着目していただければと思います。

そして、41ページが、今現在ある就労されている方が就労系サービスを利用できる中身となっております。赤いところになっていて、2つ目の、ここですね、概要のところ、以下の条件を満たせば、休職中でも利用できますよと一応うたっています。1番として、企業や地域の支援機関による復職支援の実施が見込めない方、または困難な場合、そして2番として、本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることによって復職することが適当と判断している場合、3番に、より効果的に、確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合となっており、最終的な判断は市区町村になるんですけども、一応今まで就労中の方も障害福祉サービスは利用できるという形

にはなっているんですが、ここについてもやはり区市町村によって温度差というか、ばらつきがあるのは現状となっています。

そして、最後になります。44ページのその他、論点4で、45ページですね、高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価についてというのもずっと論点として出されてきていて、初めて高次脳機能障害という言葉が出て、論点の中で話し合われたということで、かなり、高次脳機能障害ということの普及啓発というか、大きな一歩になっているのではないかと厚労省の方はおっしゃっていました。

これは論点4なので、資料を替えさせていただいて、報酬改定の資料を出させていただきたいと思います。これが、令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定の概要の案となっております。2月6日に出されたものです。高次脳機能障害のところだけ抜粋をさせていただきました。まず、高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価ということで、高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価しましょうということで、体制加算となっております。そして、さらに高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合には、さらに体制加算をしますよという加算の体制が出ております。

そして、②番です。高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上あって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価します。その評価する事業所としては、このカッコに書かれている、たくさんある事業所が書いてありますけど、そこを示しております。そこも1日単位の当たりで、体制加算という形になっています。

この中で出てきています高次脳機能障害支援養成研修に関してなんですが、つい先日、国から都道府県に対して通知が出されました。ですので、まだどのように進めていくか、どうやってやっていくかということに関しては、私どものほうでは本庁の所管課と調整中であります。できるだけ、加算がつくものでありますので、なるべく早く取り組んでいければというふうには思ってはおりますが、まだちょっと出たばかりなので、そこぐらいまでしかお伝えできないという状況になっております。

私からは以上です。

○渡邊座長 績つかご紹介いただきました。半田委員、いますか。今の守矢さんのご報告なんんですけども、コメントいただけますかね。例えばさっきの就労選択支援で、何か半田委員のほうでコメントありますか。

○半田委員 そうですね、まず全体の部分として、国のほうでもいろいろ働きたいと考えている障害のある方の雇用の場への促進と、促進だけではなくて定着、プラス、今回、事業主に対する責務として能力開発というところが明示されていて、それが雇用の質の向上に向けたというところにつながってきます。なので、法定雇用率の算定の範囲というところも含めて、今まで働きたいと思っている方でも、その意向をちゃんと酌み取って支援が

できているかという問題意識の中で、就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化というところができたと伺っています。

こちらについては、先ほどおっしゃっていた、どこの事業所がやるのかというのを我々も非常に注視しているところですし、その支援員養成のための研修というところについても、ちょっと当機構の名前が出ているんですけども、詳細についてはまだこちらも把握できていないので、どんな形で実施できるかというのは検討中のところです。以上です。

○渡邊座長 これから話なので、ここちょっと議論しても、多分先がないかなと思うので、ちょっと行く末を注視するしかないかなというように思います。

あともう一つ、一般就労中の就労系サービスを利用できるということ、この場合、例えば休職中だと、給料もらっている場合も使えるんですかね。給料もらっている場合に、B型って金出るんですか、工賃が。

○守矢課長代理 なので、企業側が認める場合っていうのが入っていて、兼業みたいな考え方なのかなとは思うんですけど。移行やA型、B型に行って、工賃が出ても、もらってもいいよっていうのを企業側がちゃんと理解して、オーケーって言ってくれればというところになってるので、なので、企業側の了解を取ることっていうのが入っている。

○渡邊座長 あともう1点教えてください。これ一般就労中のサービスって、これ公務員もオーケー。公務員も、これできるんですかね。

○守矢課長代理 一応障害福祉サービスに関しては、職種とか、公務員だから駄目とかっていうところはないんですけども。

○渡邊座長 だけど、いつも言うけど、所沢とか、職業センターは使えないじゃないですか。

○守矢課長代理 半田さんいかがですか。

○渡邊座長 職業センターは、公務員使いましたっけ。

○半田委員 使えません。

○渡邊座長 こうなっているんだよね。

○半田委員 はい。

○渡邊座長 これが問題だよね。

○半田委員 我々の運営の部分が、雇用保険財源になっております。そうすると、雇用保険を払っていただいている方となります。で、公務員の方々は、その対象にはないということと、公的なお金のところについては、ちょっとやはり二重にサービスの提供になるとという考えの中で、こちらは支援の対象にはならないという部分ですね。

○渡邊座長 ありがとうございました。

ちょっとまだ議論は絶えないのですけども、時間も時間なので、次に移らせていただきます。ここまでで何かご質問、ご意見をもう一回ある方はいらっしゃいましょうか。

H i B D y の相良さんのところが、たしかもうきれいに造り直したんでしたっけ、相良さん。

○相良委員 今年中、今年の12月か来年の1月ぐらいに新築が完成します。

○渡邊座長 じゃあ、まだ新しいとこではないんですね。

○相良委員 まだ清瀬において、今回の報酬改定は、私たちのところも結構うれしい報酬改定になっているので、報酬がアップすればいいなというふうに。ただ、高次脳機能障害有する者っていうのは、どういうふうになってくるのかって、その手帳を持ってる人になるのか、診断でいいのかっていうとこがちょっと、厚生労働省のQ & A待つって感じですかね。

○渡邊座長 そうですね、これからですね。

○相良委員 これからです。

○渡邊座長 ただ、全体としては、何か高次脳機能障害を厚生省も後押ししてくれているかなという印象を持ちますね。

最後なんですけれども、まずは、今井委員のほうから、T K Kの提出資料があるので、今井さん、ご説明いただけますか。音声大丈夫ですか、今井さん。

○今井委員 相談会で、今年度からCの部分で言語生活サポートセンターというところ、荻窪のすぐそば、駅のそばなので、そこを使ってみました。今年度、来年度もこのような3か所でやってみようと思っています。

内容的には、本当に多種多様のご相談がいっぱいあって、それで、医療っていうところで渡邊先生と日赤の秋元先生で、すごく相談のときには心強いんですけれども、本当に難しいご相談が結構たくさんありました。で、またこれからも増えるんじゃないかなと思います。前は男性がとっても多かったんですけども、男女比も大体同じぐらいご相談があります。16歳から70歳代までっていう感じで、結構ばらつきもあり、ご相談内容も結構、原因もいろいろですし、ご相談の内容もなかなか難しいものはたくさんありました。来年度もこの状態でやっていこうと思っています。

次、アプローチです。アプローチは、今年度は2回やりました。内容的には、11月にやった部分と、それから、1月21日と2回やっております。申込みは結構ありますが、実際は1割から2割ぐらいは参加していないというような数字になっていると思います。これは、やっぱりZoomやなんかの感じで、あと、ほかの会議の方たちにも聞いてみますけど、やっぱり申込みだけはしてあるけど、当日参加してないっていう人たちが多いよっていうことはあるみたいです。

それで、来年度のお話なんですけれども、今まで、コロナのことでZoomにしていましたんですけども、アンケートを見ると、やっぱり対面でという感じではなくて、Zoomがいいっていうような形が出ています。オンデマンドでという感じでも書いてはあるんですけども、やっぱり資料の内容からして、長い間の公開もできないし、それをやるために費用も結構かかりそうなので、来年度も同じようにZoomだけでやっていくかなという形で、当日のZoomっていうだけでやる予定で今組んでおります。

皆さん、ここに書いてあるけど、ああ、オンラインでの開催が、会場での開催っていうのは少なく、ハイブリッドの形式でという形がご希望もありますけれども、その辺は私たちの経済的な問題も含めて、ちょっと難しいかなっていう判断をしております。

来年度の先生たちは、今、渡邊先生を中心に決めているところで、まだ発表の段階ではございませんけれども、今年度も結構多種多様、内容的には結構充実したものがあって、よかったですっていう評価を受けております。なかなかいい講師の方たちを渡邊先生が中心になって選んでくださって、そういう意味では、よかったですなと思っております。

先生、何かありますか。

○渡邊座長 いいえ、どうもありがとうございました。もう一つ、世田谷区のほうから、竹花委員よりご提出の資料がありますので、お願ひします。

○竹花委員 世田谷区保健センター、竹花です。

前回の委員会で、失語症者向け意思疎通支援者養成講座についてのご報告がありました。その際、養成講座は養成講座として、実際の事業はどういう展開みたいなご意見がございましたので、世田谷区で行っている事業について簡潔的にご報告をさせていただきます。

1の世田谷区は、令和2年から失語症者向け意思疎通支援者派遣事業というものを開始

し、当センターが行っています。派遣対象は、外出場面における個別の意思疎通支援に限られています。ほかのところでは失語症サロン等への派遣というのも行っているようですけれども、世田谷区の場合は、意思疎通支援者個人、個別への派遣に限っています。

2つ目の失語症サロンのところでございますが、この派遣事業については、PRをしてから、すぐ派遣につながるというものではないものですから、区内3か所でやっている失語症サロンにいらっしゃった当事者、家族、支援者へ、その機会を通じて事業内容を説明するとともに、その場所で支援者と利用者のマッチングというものを行った上で派遣につなげています。

3番目の派遣実績ですけれども、記載のとおり、令和5年度現在で32件ということで、徐々に増えてはおりますけれども、そんなに多い件数ではありません。その中では、一番多いのは、病院に行った際のお医者さんとのやり取り、あるいは薬剤師とのやり取り、そういうあたりが一番多くなっております。

4番目の課題としましては、派遣事業の周知と、なかなかこれが難しいところあります。その中で、なかなか、例えば区の広報誌に載せたから、利用が広がるものではないもんですから、実際に利用した方の報告会というものを先月行いました。その中で、15名参加された中の当事者家族のご意見としては、説明を聞いて分かったので、使ってみたいという方が半分、やっぱり特に自分には必要はない、当然ご家族とかがいらっしゃれば、今でもそのご家族に依頼をしているということから、半分の方は今後も利用するつもりはない、そんな状況でした。

課題の2つ目としては、支援者研修ということで、手話の通訳とはまた違ったスキルが必要になっておりますので、スキルアップを常にしているかなくてはいけないのかなと考えております。別紙でチラシがありますので、こういう流れで事業をやっているということで、参考にご覧いただければと思います。以上です。

○渡邊座長 この意思疎通支援、今、ST協会のほうも進めている事業で、世田谷が本当に率先してやっていただいている。このようなものがほかの市区町村でも広がればいいなど。

今日ご参加いただいた中で、栗原委員の、今いらっしゃいますかね。武蔵村山市っていうのが、ちょうど周辺を囲む3つの市が全部まだ支援事業を受けてないっていう四面楚歌のような状態にあるんですけども、その中にあって、武蔵村山市、やっていただいているわけですけども、何か現状について何か課題なり、現状についてありますか、栗原委員。

○栗原委員 すみません、最後に、特に課題とかはなくて、近隣市で何でやってないのかは、ちょっと申し訳ございません、ちょっとよく分からないので、うちのほうは肅々と事業を継続して行っていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○渡邊座長 ありがとうございました。栗原委員のところは、村山医療センターが中心の病院であります。

さて、駆け足になりましたけども、今日の議事全て終わりましたけれども、事務局から何かありますか。

○守矢課長代理 はい、参考資料を2つつけております。もう時間もありませんので、参考資料1、参考資料2、関東甲信越ブロックの報告と、つい先日行われました全国コーディネーター会議の資料になっております。今回、今井委員が移動という部分に関してのシンポジウムですかね、されておりますので、その資料も入っております。後ほどご覧になっていただければと思います。資料の6は、前回の会議録になっております。

○渡邊座長 ほかに何かありますか。特にいいですかね。どうぞ。

○今井委員 今井です。この全国の会議の中でも、厚生労働省からも言われたんすけれども、コーディネーターの後、始めたときには一生懸命やっていて、今はやっているんだけど、後継者がなかなかつくれないっていう話が出ていたんですね。先ほども、相談支援連絡会のところでも、ベテランのグループから後進の育成が大変って言っていたんですけども、私たち家族会の中でも、家族会が一番立ち上げるときに一生懸命やっていた人たちがもう高齢になって、次につなげなきやいけないって、このバトンタッチのやり方っていうか、今まで積み重ねてきたものをどうつなげていくか、どうやって人材育成するかつていうのは物すごくいろんな面で、どの立場でも起きているんだなっていうことを実感したんですね。なので、この辺のところは本当に考えていかないと、全然知らない人たちが、行政の窓口も含めてですけど、全然知らない人たちが担当になっていくっていう形になって、ちょっとそこを私はすごく危惧しているところなんです。なので、そういうところも私たちがやっぱり目を配っていかなきやいけないかなと思っていますので、ちょっと頭の中に入れといていただければと思います。

○渡邊座長 ありがとうございます。全国的に家族会、減っていますね。高齢化しちゃっているんですよね。ただ、私は、こういうものを家族会に任せるわけにはいかなくて、やっぱり公的なところがやっていくべきで、家族が汗流してやるっていうもんじやないんじやないかなと思います。それこそ今、こういう動きの中で、行政に動いてもらう。ましてや、高次脳障害者支援法ができた暁には、行政が動いてもらうという形になるかなと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日の委員会は以上です。

事務局から何かありますか。

○外川課長 貴重なご意見ありがとうございました。

長時間にわたってご協力に感謝いたします。

本委員会は、来年度も今年度同様に年2回開催させていただく予定でございます。第1回目は7月頃、第2回目は2月の下旬から3月の上旬ぐらいの予定で考えております。

また、次年度の委員の委嘱につきましては、別途手続を取らせていただきますので、協力のほど引き続きよろしくお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。